

業務委託仕様書

1 委託概要

委託業務名：令和7年度稲毛海岸駅北口立体駐車場外25ヶ所除草等業務委託

履行場所：千葉市美浜区高洲1-22-17外

履行場所内訳

| | |
|-----------------------------|--------------|
| 1 美浜区高洲1-22-17 | 稲毛海岸駅北口立体駐車場 |
| 2 美浜区高洲2-51-5 | 高洲第1駐車場 |
| 3 美浜区高洲3-21-1 | 高洲第2駐車場 |
| 4 美浜区高洲4-16-1 | 高洲第7駐車場 |
| 5 美浜区高洲4-17-1 | 高洲第8駐車場 |
| 6 美浜区高洲4-18-1 | 高洲第9駐車場 |
| 7 美浜区真砂1-21-1 | 真砂第1駐車場 |
| 8 美浜区真砂1-20-1 | 真砂第2駐車場 |
| 9 美浜区高浜2-41-4 | 高浜第2駐車場 |
| 10 美浜区新港246-1、2 | 新港第1駐車場 |
| 11 美浜区稲毛海岸2丁目1番425地先 | 稲毛陸橋駐車場 |
| 12 美浜区幕張西6丁目地先 | 浜田陸橋駐車場 |
| 13 花見川区幕張町5 - 417 - 260、261 | 幕張第2駐車場 |
| 14 花見川区幕張町5 - 417 - 275 | 幕張第3駐車場 |
| 15 花見川区幕張町5 - 417 - 276 | 幕張第4駐車場 |
| 16 中央区要町1-23 | 要町駐車場 |
| 17 中央区神明町1丁目26番、27番 | 神明町駐車場 |
| 18 若葉区若松町902-13 | 若松駐車場 |
| 19 若葉区東寺山1104番 | 根崎橋駐車場 |
| 20 稲毛区長沼町150番地105～107 | 長沼駐車場 |
| 21 稲毛区園生町1, 325-1、5 | 園生町駐車場 |
| 22 若葉区小倉台6-1731-47 | 小倉台駐車場 |
| 23 稲毛区長沼町173-36 | 長沼第2駐車場 |
| 24 若葉区貝塚1丁目27-8 | 貝塚町駐車場 |
| 25 中央区松ヶ丘町304 | 松ヶ丘駐車場 |
| 26 稲毛区轟町2-8 | 轟町第1団地駐車場 |

委託内容：除草、場内清掃、収集、運搬、処分業務一式

2 一般事項

- (1) 本委託業務仕様書は、業務の大要を示すものであり、本書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じ、軽微な業務で委託業務遂行上必要と認める業務については、監督員と協議するものとする。

- (2) 本委託は、公園緑地維持標準仕様書を準用し施工すること。
- (3) 委託業務の施工に先立ち、契約締結日から14日以内に作業実施計画書等関係書類を提出し係員の承諾を受けること。
- (4) 委託業務の施工にあたり、道路使用許可申請書等が必要な場合は、関係機関の許可を受けるとともに、安全対策には万全を期すこと。また、当該許可書の写しを係員に提出すること。

3 各作業

- (1) 委託作業時には、委託案内板・誘導看板及びセーフティーコーン等を設置するとともに、歩行者及び車両の通行には十分な安全対策を講ずるものとする。
- (2) 駐車場周辺の家屋等に対し十分留意すること。
- (3) 駐車場内の駐車車両には細心の注意を払うこと。
- (4) 委託作業時は歩車道の通行者、他の作業者等の安全にも留意すること。

4 作業記録

写真撮影時の小黒板の表示は原則として次図のとおりとする。

| | |
|------------|-------|
| 委託業務名 | |
| 履行場所 | |
| 撮影年月日 | |
| 作業種別 | |
| | 前 中 後 |
| ○○○○○○○○会社 | |

作業種別による写真撮影時点及び撮影か所数

| 作業種別 | 撮影時点 | 撮影箇所 |
|------|---------|-----------------------------------|
| 清掃 | 前・後 | 原則として1箇所/1000㎡ 1000㎡以下については2箇所 |
| 除草 | 前・作業中・後 | 原則各駐車場2か所以上 200㎡毎に1箇所 |
| 搬出 | 前・後 | 各駐車場毎に1箇所 |

※ 作業前・後のみ撮影する作業については、作業前写真に安全管理の状況がわかるように撮影すること。

5 ゴミの処理

(1) 植物系のゴミの処理

ゴミ処理のうち、清掃、除草、芝刈り、剪定及び苅込等の作業により発生する植物性のゴミは、民間リサイクル施設へ持ち込みをすること。

また、処理場名称、処理数量が確認できる書類（原本）を提出すること。

(2) 不燃物のゴミの処理

ゴミ処理のうち、不燃物（ビン・カン類等）については、収集後、指定業者に引き渡し処理すること。

6 その他

(1) 除草作業時期については、年2回とし、状況に応じて双方協議することとする。

(2) 本仕様書に記載されていない事項は、監督員と協議すること。

(3) 場内清掃については、年3回とするが、稲毛海岸駅北口立体駐車場・高浜第2駐車場・幕張第2駐車場・幕張第3駐車場・幕張第4駐車場については、年6回とする。また、利用者からの苦情による場合は即座に対応すること。